

学生の皆さん

新型コロナウイルスの感染第3波の拡大に伴い、2021年1月14日に兵庫県も緊急事態宣言再発令の対象となりました。

今回の宣言に基づく一般企業等への要請は、職場での出勤者の7割削減と午後8時以後の勤務抑制になります。

大学を含む教育機関は休校の対象ではありませんが、課外活動や飲食を伴う活動など飛沫感染の高い活動は中止とするなど感染防止策の徹底を求められています。

本学では、これを受けて緊急事態宣言中の対応を下記の通り実施します。

1. 実施中のオンラインによる授業実施は引き続き継続します。
2. 大学院施設の開業時間は、月曜日から土曜日までの9時～18時を継続します。
ただし、施設利用は研究指導や学校施設を使用する実験など必要不可欠の場合に限ります。また、図書の貸出・返却業務は1月22日(金)までとし、1月23日(土)以後緊急事態宣言終了まで貸出・返却業務は休止します。図書室での閲覧は可能です。
3. 授業や発表会、各種行事の運用や開催に変更がある場合は、メール送信やMoodleに掲出します。大学院からのメールやMoodleにご注意ください。
4. 教員は原則在宅勤務として研究指導などの必要に応じて出勤するとともに、事務局職員は在宅勤務と出勤勤務の交代制を1月19日より実施します。そのため、証明書の発行等の業務については、通常とは異なる手続きが必要となる場合があります。事情をご理解いただくとともに、大学院からの案内等にご注意ください。

感染者の拡大は止まらず、さらに感染力の高い変異株なども報告されています。本学として皆様の研究と就学の利便を確保するため、施設の閉鎖等を行いませんが、引き続き「新しい生活様式」を実践し、不要不急の外出を控えるなどしてこれまで以上に感染防止に努めてください。感染拡大を防止するべく、「感染しない」「感染させない」ための自覚をもった良識ある行動をとってくださるようお願いいたします。

2021年1月18日

研究科長 土田雅之
事務局長 福原敏雄